

2026(令和 8)年 8 月 28 日

株式会社エヌエスシー

弊社による労働者派遣事業における情報について(お知らせ)

労働者派遣法第 23 条第 5 項(同法施行規則第 18 条の 2)に基づき、弊社第 30 期(2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日)の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせいたします。

記

1.労働者派遣事業所に関して

許可番号/枝番号	派 04-300434/1
届出許可年月日	2018(平成 30)年 10 月 01 日
事業所名	株式会社エヌエスシー
事業所所在地	宮城県仙台市青葉区国分町 1 丁目 6 番 9 号 MI テラス仙台広瀬通り 8 階

2.派遣労働者の数 35 人

3.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 10 社

4.マージンに関して

(1)マージン率

派遣労働者数	①労働者派遣料金 (1 日 8 時間当たりの 平均)	②派遣労働者の賃金 料金 (1 日 8 時間当たりの 平均)	(3)マージン率 (小数点第 2 位を四 捨五入)
35	¥37,817	¥27,511	27.3%

$$* \left(\text{マージン率} \right) = 1 - \frac{\left(\text{②派遣労働者の賃金料金} \right)}{\left(\text{①労働者派遣料金} \right)}$$

(2)マージンに含まれる費用

①法定福利費用

健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分

②その他経費

- ・福利厚生費用
- ・年次有給休暇取得時および慶弔特別休暇に係る賃金
- ・一般健診および生活習慣病予防健診の受診費用およびメンタルヘルスチェック
- ・通勤手当を含む交通費
- ・教育研修に係る費用
- ・派遣労働者の募集に係る求人媒体費
- ・営業・総務および業務推進要員の人件費および活動費、法定手続き費用、事務所費、通信費など

③営業利益

労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保原料、事業経費を差し引いた利益

5.労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定

協定対象労働者の範囲	ソフトウェア開発技術者および端末操作の業務に従事する従業員
有効期間の終期	2027(令和 9)年 3 月 31 日

6.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1)キャリアコンサルティングの相談窓口 担当 高谷 将宏

(2)教育訓練

入職時(新規採用者訓練)、入職 2 年目・3 年目(基本研修)、入職 4 年目・5 年目以降(応用研修)

7.その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

・教育訓練においては、上記以外であっても業務に関係するものであれば、機会を提供している。

以上